

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

平成29年3月17日

株主各位

東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

株式会社ヤマノホールディングス

代表取締役社長 山野 義友

当社は、平成29年5月22日（月曜日）開催予定の臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主を確定するため、平成29年3月31日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主と定めましたので公告いたします。

以上